

震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業

東日本大震災における被災地域の迅速な復興のため、災害廃棄物の処理を早急に行うことが国を挙げての課題

グリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、被災地における災害廃棄物処理事業を支援

事業内容

特定被災地方公共団体が行う、災害廃棄物処理事業が対象

<基金対象事業>

○災害廃棄物処理事業

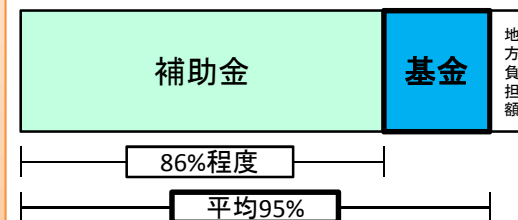
特定被災地方公共団体である市町村が行う災害廃棄物の収集運搬・選別・再資源化・焼却・最終処分など



災害廃棄物処理事業費補助金による地方負担額を更に軽減

<イメージ>

災害廃棄物処理事業費



円滑な事業の実施が可能

事業スキーム

環境省

事業報告

補助金

事業実績報告

交付対象は、
特定被災地
方公共団体

「基金」として
積み立て

取崩して事業を
実施(取崩期間
は3年間)



【参考】

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第5条第3項

「国は、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。」